



平成26年5月13日

各位

上場会社名 日本ギア工業株式会社
代表者 代表取締役社長 勝村 哲
(コード番号 6356 東証2部)
問合せ先責任者 取締役管理部長 小倉達朗
(TEL 0466-45-2100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月13日開催の取締役会において、平成26年6月20日開催予定の第112回定時株主総会に、定款の一部変更案を付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により定款第27条(社外取締役の責任限定契約)及び第36条(社外監査役の責任限定契約)の規定を新設するものです。なお、第27条(社外取締役の責任限定契約)の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程(予定)

定款変更のための定時株主総会開催日	平成26年6月20日
定款変更の効力発生日	平成26年6月20日

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(社外取締役の責任限定契約)</u> <u>第27条</u> 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第27条～第34条(条文省略)	第28条～第35条(現行どおり)
(新設)	<u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第36条</u> 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第35条～第40条(条文省略)	第37条～第42条(現行どおり)

以上